



公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	AGUS SALIM
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

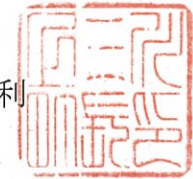


公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

ANDRI WIJATMIKO

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

VU QUANG TRUNG

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	KARISA
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

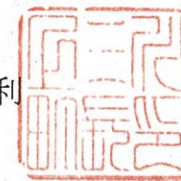


公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

NGUYEN THI THUY KIEU

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

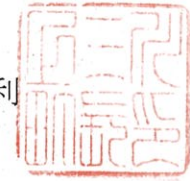


公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

SABAL TIMOTHY SABALLA

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

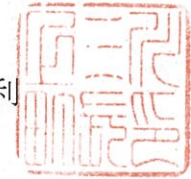


公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

CINDY LUSIANA DEWI

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

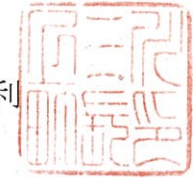


公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

SUDARNO SUPARTA

送達する書類

督促状 1通

令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

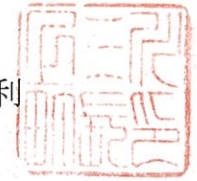


公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	TARNO
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

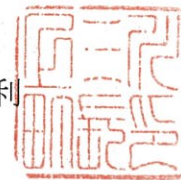


公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	TRAN VAN TUYEN
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

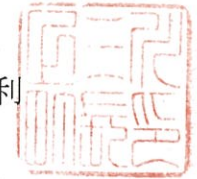


公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	TRAN THI THU HA
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	TRAN THI LINH
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	DOAN THI MINH NU
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	NURLALIH
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

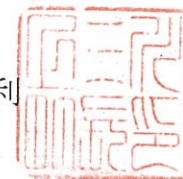


公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	HERU VERDIAN SAGITA PUTRA
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	HENDRO
送達する書類	督促状 1 通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

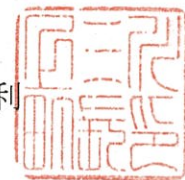


公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	MUHAMAD BUSTOMY AL PAYED
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	



公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	MUHAMAD YASIN ALFADANI
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

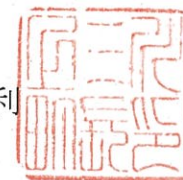


公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	RAHMAT HIDAYAT
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	

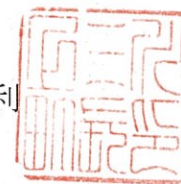


公 示 送 達 書

上税第137号
令和8年7月22日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	RAIHANDY FIRDAUS
送達する書類	督促状 1通
	令和8年度町民税・県民税・森林環境税第1期
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。	